(二)　政府は、特定受託事業者（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する特定受託事業者をいう。以下この(二)において同じ。）が受けた業務委託（同条第三項に規定する業務委託をいう。）に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言動であって、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者（同条第二項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この(二)において同じ。）が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。（附則第八条の二関係）

2　経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の規定の整備を行うこととした。（附則第二条～第七条及び第九条～第一六条関係）

3　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、次に掲げる事項は、次に定める日から施行することとした。

(一)　一の1、三の1、2及び6並びに四の1の(二)　公布の日

(二)　一の2並びに三の4及び5　令和八年四月一日

◇自殺対策基本法の一部を改正する法律（法律第六四号）（こども家庭庁）

1　基本理念の追加

自殺対策の社会的取組について関係機関、関係団体その他の関係者の連携と協働によることを明記するとともに、基本理念として次の事項を加えることとした。（第二条第二項、第六項及び第七項関係）

(一)　自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関し適切な配慮がなされるようにするための取組の促進について特に留意されなければならないこと。

(二)　こどもに係る自殺対策は、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、社会全体で取り組むことを基本として、行われなければならないこと。

2　国の責務に係る規定の改正

こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進しなければならない旨を追加することとした。（第三条第二項関係）

3　学校の責務

学校は、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めるものとすることとした。（第五条関係）

4　心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等に係る規定の改正

学校は、自殺の防止等の観点から、心の健康の保持のための健康診断、保健指導等の措置を行うよう努めるほか、精神保健に関する知識の向上に努めるものとすることとした。（第一七条第三項関係）

5　医療提供体制の整備に係る規定の改正

医療提供体制の整備に関し必要な施策の例示として、精神科医その他の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保を追加することとした。（第一八条関係）

6　自殺発生回避のための体制の整備等に係る規定の改正

(一)　自殺発生回避のための体制においては、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、自殺の発生を回避するための適切な対処を行う上で必要な情報が、当該対処を行う関係機関及び関係団体に対し迅速かつ適切に提供されるようにするものとし、そのために必要な措置が講じられなければならないこととした。（第一九条第二項関係）

(二)　国及び地方公共団体は、自殺の防止の観点から、自殺の助長につながるような情報、物品、設備等についてその適切な管理、配慮等に関して注意を促すために必要な措置を講ずるものとすることとした。（第一九条第三項関係）

7　自殺未遂者等の支援に係る規定の改正

自殺未遂者等への支援に関し、その継続的な支援について明記することとした。（第二〇条関係）

8　自殺者の親族等の支援に係る規定の改正

自殺者の親族等への支援に関し、その生活上の不安等の緩和の観点からも行うことを明記するとともに、総合的な支援について規定することとした。（第二一条関係）

9　協議会

(一)　地方公共団体は、第一九条（自殺発生回避のための体制の整備等）及び第二〇条（自殺未遂者等の支援）の施策でこどもに係るものを実施するに当たっては、単独で又は共同して、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、当該地域を管轄する警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者をもって構成する協議会を置くことができることとした。（第二三条第一項関係）

(二)　(一)により協議会を設置する地方公共団体は、協議会において(三)によりこどもの自殺の防止のための対処、支援等の措置に関し協議を行うときは、あらかじめ、協議会を構成する者に、当該協議を行う事項を通知するものとし、当該通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならないこととした。（第二三条第二項及び第三項関係）

(三)　協議会は、(一)の施策を適切かつ効果的に実施するため、こどもの自殺の防止等について必要な情報の交換を行うとともに、必要な対処、支援等の措置に関する協議を行うものとすることとした。（第二四条第一項関係）

(四)　協議会は、(三)の情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関その他の関係者に対して、資料又は情報の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができることとした。（第二四条第二項関係）

(五)　内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の国の関係行政機関の長及び都道府県は、こどもの自殺の防止等に関し、協議会を構成する者の求めに応じて、必要な助言、資料の提供その他の協力を行うことができることとした。（第二四条第三項関係）

(六)　協議会を構成する者又は当該者であった者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととした。（第二四条第四項関係）

(七)　(六)に違反した者に対する罰則を設けることとした。（第二五条関係）

10　検討

自殺対策については、自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況、自殺対策等に関する最新の知見その他社会経済情勢の変化を踏まえ、適宜、その在り方に関して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとすることとした。（附則第二条関係）

11　施行期日等

(一)　こども家庭庁の所掌事務としてこどもに係る自殺対策を規定する等の改正を行うこととした。（改正法附則第二項～第四項関係）

(二)　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令（政令第二〇八号）（内閣府本府）

1　男女共同参画局及び同局推進課の所掌事務の特例の期限を延長することとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。